「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第 1 項の規定により、実施方針の策定の見通しについて公表します。

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し(令和4年度)

令和4年11月 大阪市

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の 立地	実施方針を 策定する時期
大阪市水道基幹管路 耐震化PFI事業	令和6年度から 令和13年度(予定)	民間事業者は、基幹管路 の更新に係る計画業務、 運営業務、設計業務、施工 業務を実施する。	大阪市及び守口市	令和4年11月